

その他の成果目標について

(第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画)

- 1 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 2 地域生活支援の充実
- 3 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

※1 各「成果目標」については、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に沿って項目を定めています。

I 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図るため、保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが、国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

区市町村においては、各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされています。

(I) 第7期計画期間の振り返り

【目標I】保健、医療及び福祉関係者による協議の場

- 「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行いました。

連絡会での協議・検討を通じて精神障害者の地域生活支援における課題を抽出し、計画への意見具申としてまとめました。

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値	令和7年度 実績
協議の場の1年間の開催回数の見込み	4回	4回	4回
協議の場の参加者（機関）数	52機関	52機関	54機関
保健	2	2	2
医療（精神科）	5	6	5
医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。	9	8	10
福祉（通所施設、相談支援事業所等）	26	25	27
介護（ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所等）	4	5	4
当事者及び家族	1	1	1
調布市	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	年1回

【目標２】精神障害者のサービス利用者数

障害福祉サービス等の見込み量のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされる以下のサービスについては、全体数のうち精神障害者の利用者数を見込むこととされています。

サービス種別	単位		第 7 期計画		
			R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
地域移行支援	全体の実利用者数（人）	計画	8	8	8
		実績	14	16	16
	うち精神障害者（人）	計画	7	7	7
		実績	集計中	16	集計中
地域定着支援	全体の実利用者数（人）	計画	30	40	50
		実績	26	26	26
	うち精神障害者（人）	計画	27	36	45
		実績	集計中	26	集計中
共同生活援助	全体の実利用者数（人）	計画	348	360	372
		実績	383	430	450
	うち精神障害者（人）	計画	104	108	111
		実績	集計中	169	集計中
自立生活援助	全体の実利用者数（人）	計画	10	20	30
		実績	7	5	5
	うち精神障害者（人）	計画	9	18	27
		実績	集計中	5	集計中
自立訓練 (生活訓練)	全体の実利用者数（人）	計画	120	125	130
		実績	137	130	123
	うち精神障害者（人）	計画	104	104	104
		実績	集計中	105	集計中

（２）第８期計画における成果目標

【目標１】保健、医療及び福祉関係者による協議の場

○ 国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、以下の活動指標を設定する。

- ① 協議の場の１年間の開催回数の見込み
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
- ③ 協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価

○ 調布市の考え方

引き続き「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。連絡会では、毎年度課題となるテーマ（目標）を設定し、関係機関同士の協議・連携のもと課題解決を図ることとし、年１回その取組について評価を行います。

項目	令和７年度 実績	令和１１年度 (2029年度) 目標値
協議の場の１年間の開催回数の見込み	４回	４回
協議の場の参加者（機関）数	54 機関	54 機関
保健	2	2
医療（精神科）	5	5
医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。	10	10
福祉（通所施設，相談支援事業所等）	27	27
介護（ヘルパー事業所，居宅介護支援事業所等）	4	4
当事者及び家族	1	1
調布市	5	5
協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	有	有

【目標２】精神障害者のサービス利用者数

第７期に引き続き、障害福祉サービス等の見込み量のうち「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされるサービスの精神障害者の利用者数を見込みます。第８期から短期入所が活動指標に追加されました。

サービス種別	単位	第８期計画		
		R9 年度 (2027 年度)	R10 年度 (2028 年度)	R11 年度 (2029 年度)
地域移行支援	全体の実利用者数（人）	※今後の議論を踏まえ、第４回委員会において提示予定		
	うち精神障害者（人）			
地域定着支援	全体の実利用者数（人）			
	うち精神障害者（人）			
共同生活援助	全体の実利用者数（人）			
	うち精神障害者（人）			
自立生活援助	全体の実利用者数（人）			
	うち精神障害者（人）			
自立訓練 (生活訓練)	全体の実利用者数（人）			
	うち精神障害者（人）			
短期入所	全体の実利用者数（人）			
	うち精神障害者（人）			

【目標３】心のサポーター数

○ 国の基本指針

令和 15 年度末までに心のサポーター^(※)数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

※ 心のサポーター

「メンタルヘルスやうつ病、不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、２時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学＋実習）

○ 調布市の考え方

次期計画期間中に養成研修を開始できるよう、市における実施体制の検討を進めます。

項目	令和7年度 実績	令和11年度 目標値
心のサポーター養成研修実施回数	実施なし	1回以上

【目標4】住民のこころの状態（K6）

○ 国の基本指針

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。

住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6^(※)という尺度を活用し、評価することを基本とする。

※ K6

うつ病や不安障害などの精神疾患の兆候をスクリーニング（発見）するために開発された、6つの質問からなる簡易的な心理的ストレス測定尺度

○ 調布市の考え方

次期計画期間中に評価方法及び実施体制の検討を進めます。

項目	令和7年度 実績	令和11年度 目標値
住民のこころの状態の把握（K6）	実施なし	実施あり

2 地域生活支援の充実

障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設（入所施設）に附加したものである「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています。

【地域生活支援拠点の機能】

- 地域生活への移行，相談
- グループホーム等の体験
- 緊急時の受入対応体制の確保
- 人材の確保・養成
- その他地域の体制づくり等

加えて、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが「第7期障害福祉計画」から国の基本指針に位置付けられています。

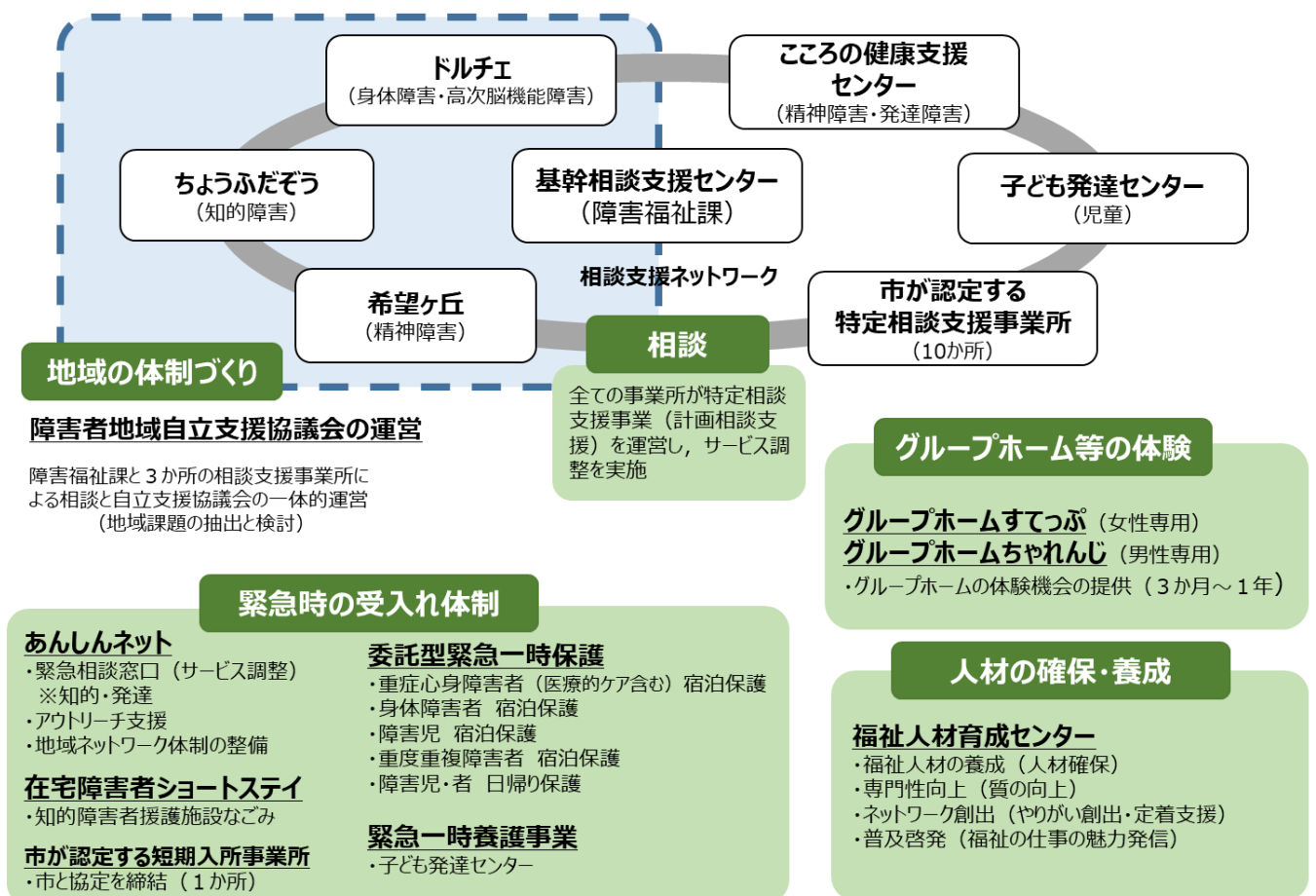
(1) 第7期計画期間の振り返り

【目標1】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 平成31年4月から「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として各機能を担う関係機関による「調布市障害児・者地域生活支援拠点連絡会」を設置・開催しています。

連絡会は、「サービスのあり方検討会」と一体的な運用を図り、拠点機能に関わる地域課題の抽出を行い、「調布市障害者地域自立支援協議会」に結果の報告を行いました。

調布市障害者（児）地域生活支援拠点（面的な体制）



【目標2】強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

- 三鷹市及び府中市とともに調布基地跡地において強度行動障害にも対応した新たな通所施設、短期入所施設の整備を進め、「知的障害者施設ハートポートこもれび」が開設しました。
- 調布市福祉人材育成センターにおいて、支援者（行動援護従業者）の養成及び専門性

の向上による支援体制の充実を図りました。

- 調布市障害者地域自立支援協議会において「行動障害のある方に対する支援アプローチと地域生活支援ワーキング」を設置し、行動障害のある方と家族が安心して地域で暮らし続けられる環境を構築することを目的として、必要な支援体制について検討を進めています。本計画策定にあたり、意見具申を取りまとめています。

(2) 第8期計画における成果目標

【目標1】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○ 国の基本指針

令和11年度末までに域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とし、以下の活動指標を設定する。

- ① 拠点コーディネーターの配置
- ② 拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討の実施回数

○ 調布市の考え方

引き続き「面的な体制」による拠点機能の充実を図ります。

「調布市障害児・者地域生活支援拠点連絡会」において、毎年度各機能についての検証及び検討を通じて地域課題の抽出を行い、その結果を調布市障害者自立支援協議会に報告します。

【目標2】強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

○ 国の基本指針

令和11年度末までに各市町村又は圏域において強度行動障害の状態にある者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

○ 調布市の考え方

引き続き調布市障害者地域自立支援協議会におけるワーキングにおける検討を進めるとともに、当該ワーキングからの意見具申の内容を踏まえた支援体制の整備に取り組みます。

3 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

(1) 第7期計画期間の振り返り

第7期計画における国の基本指針に基づき、以下のとおり活動指標を定め、取り組んでいます。

【目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 調布市福祉人材育成センターにおいて、オンラインによる研修実施を活用しながら、専門研修の内容充実に取り組みました。
- 調布市福祉人材育成センターの専門研修として、障害福祉課職員による請求事務に関する研修を開催し、その内容において障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行いました。
- 調布市障害者地域自立支援協議会において「福祉人材の定着ワーキング」を設置し、人材確保の方策について検討を進めています。本計画策定にあたり、意見具申を取りまとめています。

項目		令和4年度 実績	令和8年度 (2026年度) 目標値	令和7年度 (2025年度) 目標値
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	東京都が実施する研修への市職員(※1)の参加人数	42人	45人	集計中
	調布市福祉人材育成センターが実施する「専門研修」の参加人数	1,213人	1,700人	1,329人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回

※1 障害福祉課（子ども発達センターを含む。）で相談支援等の業務に従事する職員

(2) 第8期計画における成果目標

【目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 国の基本指針

令和 11 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

各種研修への参加人数については、市職員の参加人数に加え、引き続き市独自の指標として、調布市福祉人材育成センターが実施する専門研修への参加人数を合わせて目標値として定めます。

審査結果の分析及び結果の共有についても、引き続き事業者向けの研修や集団指導等により実施することとします。

加えて、質の向上につながる福祉人材の定着について、引き続き調布市障害者地域自立支援協議会におけるワーキングにおける検討を進めるとともに、当該ワーキングからの意見具申の内容を踏まえた支援体制の整備に取り組みます。

項目		令和 7 年度 実績	令和 11 年度 (2029年度) 目標値
障害福祉サービス等に 係る各種 研修の活用	東京都が実施する研修への 市職員(※1)の参加人数	集計中	未定
	調布市福祉人材育成センターが 実施する「専門研修」の参加人数	1,329 人	1,500 人
障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有	体制の有無	有	有
	実施回数	1 回	1 回

※1 障害福祉課（子ども発達センターを含む。）で相談支援等の業務に従事する職員